

食品衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 飲食店衛生責任者の設置等

一 飲食店営業（食品の調理をその主たる業務とするものでないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。以下同じ。）を営む者は、その施設において食品を調理し供与する業務（以下「調理等の業務」という。）及びその設備等を衛生的に管理させるため、施設（調理等の業務が行われる施設で、当該業務に従事する者の数その他の規模が厚生労働省令で定める規模以上のものに限る。以下第一において同じ。）ごとに、専任の飲食店衛生責任者を置かなければならないこと。ただし、飲食店営業を営む者が自ら飲食店衛生責任者となって管理する施設（施設が二以上あるときは、一の施設に限る。）については、この限りでないこと。

二 飲食店衛生責任者は、その施設における調理等の業務及びその設備等に係る衛生の維持向上に関し、当該施設において調理等の業務に従事する者の指導監督を行い、飲食店営業を営む者に対し必要な意見を述べ、その他当該調理等の業務及びその設備等の衛生的な管理について必要な注意をするものとする。

三 調理師の資格その他の調理等の業務及びその設備等を衛生的に管理するために必要な知識及び能力を有する者として厚生労働省令で

定める者でなければ、飲食店衛生責任者となることができないこと。

四 飲食店営業を営む者は、飲食店衛生責任者を置き、又は自ら飲食店衛生責任者となったときは、十五日以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、その飲食店衛生責任者の氏名又は自ら飲食店衛生責任者となった旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならないこと。飲食店衛生責任者を変更したときも、同様とすること。

五 飲食店営業を営む者は、飲食店衛生責任者を置き、又は自ら飲食店衛生責任者となったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その施設の見やすい場所に、飲食店衛生責任者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を表示しなければならないこと。

(第十九条の十七の二関係)

第二 飲食店営業の許可の取消し等

都道府県知事は、飲食店営業を営む者が第一の一に違反した場合においては、飲食店営業の許可を取り消し、又は飲食店営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができること。

(第二十三条関係)

第三 指定法人

一 都道府県知事は、食品衛生の向上を図ることを目的として設立された民法第三十四条の規定による社団法人であって、二の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、二の業務を行う者として指定することができること。

二 一による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）は、飲食店営業者等における食品衛生の向上に関し、次の業務を行うものとする。

飲食店営業者等に対し食品衛生に関する助言又は指導を行うこと。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区の飲食店営業者等に対する援助の実施に関し必要な協力を行い、及び食品衛生推進員の活動を助けること。

飲食店営業者等、飲食店衛生責任者その他の関係者に対し食品衛生に関する講習を行うこと。

食品衛生に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

から までの業務に附帯する業務を行うこと。

三 都道府県知事は、指定法人の二の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置

を講ずべきことを命ずることができること。

四 都道府県知事は、指定法人が三による命令に違反したときは、一による指定を取り消すことができること。

(第二十八条の三関係)

第四 給食施設衛生責任者

第一及び第二は、営業以外の場合で寄宿舍、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用すること。

(第二十九条第三項関係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

第六 飲食店衛生責任者等に関する経過措置

改正後の食品衛生法の規定によりその施設に専任の飲食店衛生責任者又は給食施設衛生責任者を置かなければならない者は、平成十七年十二月三十一日までの間は、同法の規定にかかわらず、当該施設に専任の飲食店衛生責任者又は給食施設衛生責任者を置かないことができること。

(附則第二項及び第三項関係)